

## 刈谷市若年がん患者在宅療養費助成事業 Q & A

| No.            | 質問                                    | 回答  |
|----------------|---------------------------------------|---|
| <b>制度について</b>  |                                       |   |
| 1              | 申請の期限はいつまでか。                          | サービスの利用等をした月の末日から1年以内に申請する必要があります。  |
| 2              | 在宅サービス、福祉用具の借用・購入について、申請は一度に行う必要があるか。 | 月ごとにまとめて合計額で申請してください。サービスの利用日や購入日を月単位でまとめることが可能であれば、複数月分を一度に申請可能です。   |
| 3              | サービスの提供事業者に指定はあるか。                    | 原則以下の条件を満たしている事業者であることが必要となります。<br>1 法人格である<br>2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象者の同居者でない<br><b>【同居とは（同居の判断）】</b><br>①同一家屋であること<br>②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと<br>③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること<br>④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること（※）<br>（※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。） |
| <b>対象者について</b> |                                       |   |
| 4              | どのような疾患が対象となるか。                       | 全国がん登録の届出対象となる以下の疾患を対象とします。<br>・悪性新生物及び上皮内がん<br>・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍<br>・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）<br>境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍<br>境界悪性漿液性のう胞腺腫<br>境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍<br>境界悪性乳頭状のう胞腺腫<br>境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫<br>境界悪性粘液性のう胞腫瘍<br>境界悪性明細胞のう胞腫瘍<br>・消化管間質腫瘍   |
| 5              | 健全な介護者（同居者）がいる場合、生活援助（いわゆる家事援助）は対象外か。 | 健全な介護者がいることをもって、一律に対象外とはしません。患者本人にかかる援助（患者の食事づくり、患者のベッドメイク等）は対象とします。  |

## 刈谷市若年がん患者在宅療養費助成事業 Q & A

| No. | 質問  | 回答   |
|-----|---|--|
| 6   | サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外か。  | 本制度は、介護保険の被保険者ではない（40歳未満）、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度（小児慢性特定疾病医療費、障害福祉サービス）を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。<br>ただし、他制度で給付または助成されない部分は対象となります。<br>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額補助対象となります。 |
| 7   | 小児慢性特定疾病医療費とは。  | 小児慢性特定疾病の対象疾患にがんがあり、この医療費の中に、日常生活用具の給付として、特殊寝台や車いすなどがあります。   |
| 8   | 訪問看護等ですでに医療保険を受けている場合は対象外か。   | 医療保険で受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。  |
| 9   | 刈谷市内に住んでいるが、住民票は市外にある。この場合は対象になるか。  | 対象となりません。住民票が刈谷市内にある方を対象としています。  |
| 10  | サービス等利用を開始した時点では市外者であったが、その市で助成を受けずに刈谷市に転入した。刈谷市でもサービスは継続して受けているが、前市の分も刈谷市で助成が受けられるか。 | 刈谷市に住民票を移した日以降のサービス等利用分のみ対象となります。月途中で転入した場合、転入日からのサービス等利用料が対象となります。領収書に転入日以降の金額がわかるような明細を添付してください。<br>初回申請時の医師の意見書は、前自治体に提出した物の写しがあって、それで末期がんであることが確認できれば、その写しを提出してください。   |
| 11  | 他自治体の住民の時に助成を受け、刈谷市に転入後もサービス等を利用した場合、転入後のサービス等利用料の申請はできるか。                            | 刈谷市に住民票を移した日以降のサービス等利用分のみ対象となります。ただし、1か月当たりの助成上限額は54,000円であるため、月途中での県内他市からの転入の場合は、54,000円から前市町村での転出月の助成額を引いた額を本市の上限額とします（他県からの転入の場合の転入月の上限額は54,000円）。<br>初回申請時の医師の意見書は、前自治体に提出した物の写しがあって、それで末期がんであることが確認できれば、その写しを提出してください。        |
| 12  | サービス等利用時点で刈谷市民であり、現在は転出しているが、申請は可能か。  | 刈谷市に住民票があった時のサービス等利用分のみ申請可能です。   |

## 刈谷市若年がん患者在宅療養費助成事業Q & A

| No.                | 質問  | 回答  |
|--------------------|---|---|
| 13                 | 未成年や亡くなった方のサービス等利用料は申請できるか。                       | 未成年の方やすでに対象者が亡くなっている場合など、対象者本人が申請者にならない場合もありますので、申請可能です。未成年は保護者が申請し、亡くなった方の場合は介護者の方が申請できます。   |
| 14                 | 利用途中に利用者が40歳を迎えた場合は、介護保険の対象となるが、助成対象となるのはいつまでの分か。 | 誕生日前々日までに利用した経費分については、本事業で助成することは可能です。そのため、月単位で支払っているものに関しても、領収書等で支払いが分けられていれば対象となります。  |
| 15                 | 末期がんと認定されて在宅療養していたが、最終的に入院した場合は、助成対象となるか。         | 末期がんと認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は助成対象となります。   |
| <b>対象サービス等について</b> |   |   |
| 16                 | どのような内容が助成対象となるか。                                 | <p>①在宅サービス<br/>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護等</p> <p>②福祉用具の借用<br/>手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床擦れ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排せつ処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入<br/>腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排せつ予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p> |
| 17                 | 福祉用具の修理や部品の交換は対象になるか。                             | 対象となりません。   |
| 18                 | つえを購入した場合は対象になるか。                                 | 杖は借用のみのため、対象となりません。   |
| 19                 | 消費税分は対象になるか。                                      | 対象となります。  |
| 20                 | 住宅改修は対象になるか。                                      | 対象となりません。   |

## 刈谷市若年がん患者在宅療養費助成事業 Q & A

| No.              | 質問  | 回答  |
|------------------|---|---|
| 21               | 入院中の方が、在宅の準備に購入したものは補助の対象となるのか。   | 対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。そのため、入院中に事前に購入される場合は、補助対象とならない場合があることを事前に理解してもらうようにしてください。 |
| 22               | 学校での在宅サービスの利用は、補助の対象になるか。   | 学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。  |
| 23               | 福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となるか。                                 | 福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助対象外となります。  |
| <b>助成金額について</b>  |   |   |
| 24               | いくら助成してもらえるのか。  | 助成額は1か月単位で計算します。サービス利用料を合算した額の9割の金額を助成します。ただし、1か月あたりの助成額の上限は54,000円です。  |
| 25               | 医師の意見書の文書料は助成の対象となるか。   | 対象となりません。   |
| <b>書類の記載について</b> |   |   |
| 26               | 申請書類等に消えるボールペンを使用してもよいか。  | 申請書類等への記載はボールペン等を使用し、鉛筆や消えるボールペン等は使用しないでください。   |
| 27               | 住民票は刈谷市にあるが、現在は別のところに住んでいる。申請書はどちらの住所を記載すればよいか。また、現在住んでいるところに書類を送ってもらうことは可能か。 | 申請書には住民票の住所を記載してください。交付決定書などの書類は現在住んでいらっしゃる場所に送付することができますので、申請書の余白に送付先住所を記入しておいてください。   |
| <b>交付申請について</b>  |   |   |
| 28               | サービスの利用等をする前に申請が必要か。  | 事前申請は不要ですが、助成の内容や申請について詳しくご案内しますので、よろしければ事前にご相談ください。  |
| 29               | 医師の意見書の有効期限はあるか。  | ありません。  |
| 30               | 過去に一度サービス等の助成を受けたが、その後入院した。今回再度在宅療養となったが、助成は受けられるか。                           | 助成を受けられます。その際の医師の意見書は不要です。  |
| 31               | 申請は毎月しなければならないか。  | サービス等の利用日や購入日を月単位でまとめることが可能であれば、複数月分を一度に申請可能です。（申請書は1か月につき、1枚記入してください。）   |

## 刈谷市若年がん患者在宅療養費助成事業 Q & A

| No. | 質問                                | 回答  |
|-----|-----------------------------------|---|
| 32  | 同意書は、亡くなった後の申請の場合は不要か。            | 亡くなった後の申請の場合にも同意書の提出は必要です。なお、同意書の記載は生前（死亡日より前）としてください。  |
| 33  | 申請書類の提出先は。                        | 刈谷市総合健康センター（保健センター）です。<br>〒448-0858<br>刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市総合健康センター1階<br>電話：0566-23-9559<br>開館日時：月～金曜日（祝・年末年始を除く）<br>午前8時30分～午後5時15分             |
| 34  | 申請書類を郵送してもよいか。                    | 郵送でも受け付けております。ただし、書類に不備があった場合等は連絡させていただく場合がありますので、申請書に記載する「申請者」の「電話番号」は日中に連絡がつく番号を記載してください。連絡がつかない場合、助成を受けることができなくなったり、交付決定までに時間を要する可能性があります。 |
| 35  | webやメールでの申請はできるか。                 | 利用したサービス等の領収書の原本をご提出いただく必要があるため、webやメールでの申請はできません。<br>窓口か郵送にて申請してください。  |
| 36  | 申請してから交付決定通知や振り込みまで、どのくらい時間がかかるか。 | 市が書類を受理した後、1か月から1か月半ほどで交付決定通知をお送りします。なお、申請書類に不備がある場合は受理できません。また、交付決定通知後、1か月程度で助成金を振り込みます。   |
| 37  | 領収書の様式は決まっているか。                   | 領収書の様式は問いませんが、①対象者（または申請者）の氏名、②サービス等利用日（購入日）、③利用（購入）金額、④サービス内容（品名等）の記載が必要です。  |
| 38  | 領収書の氏名が申請者もしくは対象者本人ではない場合、対象となるか。 | 申請者もしくは対象者との関係の確認が取れた場合は対象となります。  |
| 39  | 領収書に品名が書かれていない場合はどうすればよいか。        | 領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものを添付してください。   |

刈谷市若年がん患者在宅療養費助成事業Q & A

| No. | 質問                                   | 回答  |
|-----|--------------------------------------|---|
| 40  | 店舗でクレジットカード決済で購入した。領収書がないが、どうしたらよいか。 | <p>店舗によってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですので、店舗にご確認ください。発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。</p> <p><b>【福祉用具の貸与、購入を確認できる書類】</b><br/>貸与または購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等</p> <p><b>【支払い内容が確認できる書類】</b><br/>レシートやクレジットカード売上票（申請者（または補助対象者）の氏名、購入日、購入金額がわかるもの）</p> |
| 41  | 振込先はゆうちょ銀行でもよいか。                     | <p>ゆうちょ銀行でも可能です。ゆうちょ銀行の場合、申請書に記入する支店名は漢数字3ケタです。</p> <p>例) <u>支店名</u>：二〇八 口座番号：〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>通帳に記号・番号のみ記載されていて、支店名等が分からない場合はゆうちょ銀行のホームページで調べることができます。</p>  |